

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における遺伝資源の利用と特許制度に関する
調査研究報告書

平成 28 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

12.ベトナム

ベトナムは、2014年4月23日⁷³⁸に名古屋議定書に加入（accession）した。

12.1 制度上の措置

<法令・ガイドライン>

ベトナムにおける名古屋議定書の国内実施に係る法令として、以下の法律が ABS クリアリングハウスのホームページに掲載されている

- ・生物多様性に関する法律（Luat）No.20/2008/QH12 2008年11月11日付（以下、生物多様性に関するベトナム国内法）⁷³⁹

加えて、以下の規則が定められている。

- ・ベトナム政府議定（Nghị Định）No.65/2010/NĐ-CP 生物多様性に関する法律の詳細とガイドライン 2010年6月11日付（以下、ベトナム政府議定 65/2010/NĐ-CP）^{740,741}

<施行の状況>

生物多様性に関するベトナム国内法は、2009年7月1日⁷⁴²に、ベトナム政府議定 65/2010/NĐ-CP は、2010年7月30日に施行されている⁷⁴³。

<制定経緯>

本調査研究の結果、情報は得られなかった。

12.1.1 利用国措置

現地法律事務所によれば、生物多様性に関するベトナム国内法及びベトナム政府議定 65/2010/NĐ-CP により、ベトナムの遺伝資源に関する措置は定められているものの、ベト

⁷³⁸ ABS クリアリングハウスホームページ <https://www.cbd.int/abs/nagoya-protocol/signatories/>（最終アクセス日：2016年2月2日）

⁷³⁹ ベトナム法務省ホームページ

http://moj.gov.vn/vbpq/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=10503（英語：最終アクセス日：2016年2月2日）。

<http://thuvienphapluat.vn/van-ban/Tai-nguyen-Moi-truong/Luat-da-dang-sinh-hoc-2008-20-2008-QH12-82200.aspx>（ベトナム語：最終アクセス日：2016年2月2日）

⁷⁴⁰ 政府が制定する文書であり、法律等の施行細則を規定するとされている。「ベトナムの国会と立法過程」国立国会図書館ホームページ <http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/231/023110.pdf> p.114（最終アクセス日：2016年2月5日）

⁷⁴¹ ベトナム法務省ホームページ

http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=25513（ベトナム語：最終アクセス日：2016年2月2日）

⁷⁴² 生物多様性に関するベトナム国内法第77条

⁷⁴³ ベトナム政府議定 65/2010/NĐ-CP 第21条1項

ナム国外の遺伝資源をベトナム国内で利用する場合の措置、すなわち名古屋議定書が求めている利用国措置は実施されていないとのことである。よって、本章における利用国措置は、ベトナムの遺伝資源をベトナム国内で利用するにあたり遵守が求められる措置に関するものである。

12.1.1.1.適用範囲

<遺伝資源>

遺伝資源には、自然界、保全地帯、生物多様性保全施設及び科学研究・技術開発施設のすべての種及び遺伝子検体 (genetic specimens) が含まれる、と定められている⁷⁴⁴。

<遡及適用>

生物多様性に関するベトナム国内法及びベトナム政府議定 65/2010/NĐ-CP には、遡及適用について規定されていない。

<伝統的知識>

生物多様性に関するベトナム国内法には、伝統的知識そのものについては定義が規定されていないが、遺伝資源の伝統的知識 (traditional knowledge of genetic resources) について、遺伝資源の保全及び利用に関する先住民の知識、経験及びイニシアチブを意味する、と規定されている⁷⁴⁵。

12.1.1.2 利用者の遵守のモニタリング

遺伝資源の利用者は、遺伝資源のアクセスの認可において定められた時点で、研究開発の結果又は製品生産に関する報告書を、遺伝資源へのアクセスの認可を付与する権限のある当局 (ベトナム天然資源環境省又は省人民委員会) へ報告しなければならないことが定められている⁷⁴⁶。

現地法律事務所の見解によると、外国の利用者 (例えば日本の企業や研究機関) が、ベトナムから入手した遺伝資源をベトナム国内で利用する場合にも、当該報告義務は適用されるとのことである⁷⁴⁷。

⁷⁴⁴ 生物多様性に関するベトナム国内法第 3 条 22 項

⁷⁴⁵ 同上第 3 条 28 項

⁷⁴⁶ 生物多様性に関するベトナム国内法第 60 条 2 項 b) 【国立遺伝学研究所ホームページ

<http://idenshigen.jp/wp-content/uploads/reports/819b83x83g83i8380abs8ad698a92b28db88ca48b8695f18d902028201394n93x29.pdf> 「ベトナム生物多様性法関連活動調査報告」仮訳参照 (最終アクセス日:2016年2月10日)、ただし、本調査研究で得られた情報に基づき、一部改変している) 以下の生物多様性に関するベトナム国内法第 55 条から第 68 条、及びベトナム政府議定 65/2010/NĐ-CP についても同様】

⁷⁴⁷ 海外質問票調査による

12.1.1.3 罰則

現地法律事務所によると、当該利用国措置に対しての不遵守に対する措置は確立していない⁷⁴⁸。

12.1.2 提供国措置

<法令・ガイドライン>

生物多様性に関するベトナム国内法及びベトナム政府議定 No.65/2010/NĐ-CP に、ベトナムの提供国措置が定められている。

<アクセスの認可>

遺伝資源へアクセスするためには、政府が定める遺伝資源の管理者（組織等）との間で、遺伝資源へのアクセス及び利益配分について、書面により以下の事項を含む契約を締結しなければならない⁷⁴⁹。また、当該契約は、遺伝資源がアクセスされた地域の省人民委員会の認証を受ける必要がある⁷⁵⁰。

- ・ 遺伝資源へのアクセスの目的
- ・ アクセス対象遺伝資源及び予定採取量
- ・ アクセス場所
- ・ 遺伝資源へのアクセスについての計画⁷⁵¹
- ・ 調査結果及び採取された遺伝資源の第三者への移転
- ・ 研究開発又は製品生産活動並びにこれら活動の参加者・場所
- ・ 国及び関係者との利益配分（遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の権利に基づく発明についての知的財産権の配分を含む）

次いで、上記契約書の写しと認可申請書を、1つの州／市に存在し省人民委員会の管理下にある遺伝資源については、省人民委員会に、絶滅危惧種、希少種、貴重種リストに記載された遺伝資源もしくは複数の州／市に所在する遺伝資源については、ベトナム天然資源環境省に提出する必要がある^{752,753,754}。

アクセス認可には、以下の項目が含まれる⁷⁵⁵。

- ・ 遺伝資源の利用目的
- ・ アクセス対象遺伝資源及び予定収集量
- ・ アクセス場所
- ・ 遺伝資源に関連する活動予定

⁷⁴⁸ 海外質問票調査による

⁷⁴⁹ 生物多様性に関するベトナム国内法第 57 条 2 項及び第 58 条 3 項

⁷⁵⁰ 同第 58 条 2 項

⁷⁵¹ 「計画」に相当する語句は、英語の法文では“Flan”となっていたが、ベトナム語の法文では、英語の“Plan”に相当する“Kế hoạch”であった。

⁷⁵² ベトナム政府議定 65/2010/NĐ-CP 第 18 条 3 項 a)

⁷⁵³ 同上第 18 条 3 項 b)

⁷⁵⁴ 同上第 59 条 2 項

⁷⁵⁵ 生物多様性に関するベトナム国内法第 59 条 3 項

- ・アクセス予定遺伝資源の研究開発結果又は製品生産についての報告時期

<利益配分>

遺伝資源の利用から生じる全ての利益の 30%以上を配分することが定められている⁷⁵⁶。しかしながら、現地法律事務所の見解によると、ベトナムの法的枠組みでは、「全ての利益」の算出方法について、どのように算出するかといった明確な規定は存在していないと思われる⁷⁵⁷。

⁷⁵⁶ ベトナム政府議定 65/2010/ND-CP 第 19 条

⁷⁵⁷ 海外質問票調査による

12.2 国内担保措置の実施の状況

上記のとおり ABS に関する法令は存在するものの、ベトナム天然資源環境省環境総局によれば、調査段階(2015年10月)で名古屋議定書に基づく事前の情報に基づく合意(PIC)が公式に認定された例はないとのことであり、ベトナムにおいて ABS に関する措置が十分に実施されているとは言えない状況にあるようだ。

12.3 組織体制

12.3.1 政府窓口

ABS クリアリングハウスホームページによると、ベトナムの政府窓口はベトナム天然資源環境省環境総局である⁷⁵⁸。

12.3.2 国内担保措置を所管する当局

生物多様性に関するベトナム国内法を所管する当局は、ベトナム天然資源環境省である⁷⁵⁹。ベトナム政府議定 No.65/2010/NĐ-CP を所管する当局も、ベトナム天然資源環境省である⁷⁶⁰。

12.3.3 権限ある当局

本調査研究の調査によると、遺伝資源へのアクセスの認可を付与する権限は、絶滅危惧種、希少種、貴重種リストに記載された遺伝資源や複数の州・市に所在する遺伝資源の場合には、ベトナム天然資源環境省（特定の遺伝資源については、主管官庁であるベトナム農業・農村開発省との協力の下で）に、遺伝資源が1つの州/市に存在する場合には、省人民委員会にあるとのことである。

そうした場合には、最終的に省人民委員会がベトナム天然資源環境省に対して管轄下にある遺伝資源の管理に関する総括的な報告を行なう⁷⁶¹。

生物多様性法に定める報告義務の関連図を以下に示す。

⁷⁵⁸ ABS クリアリングハウスホームページ <https://www.cbd.int/abs/nagoya-protocol/signatories/>（最終アクセス日：2016年2月2日）

⁷⁵⁹ ABS クリアリングハウスホームページ <https://absch.cbd.int/search/national-records/MSR>（最終アクセス日：2016年2月17日）

⁷⁶⁰ ベトナム政府議定 65/2010/NĐ-CP

⁷⁶¹ ベトナム政府議定 65/2010/NĐ-CP 第18条3項(d)

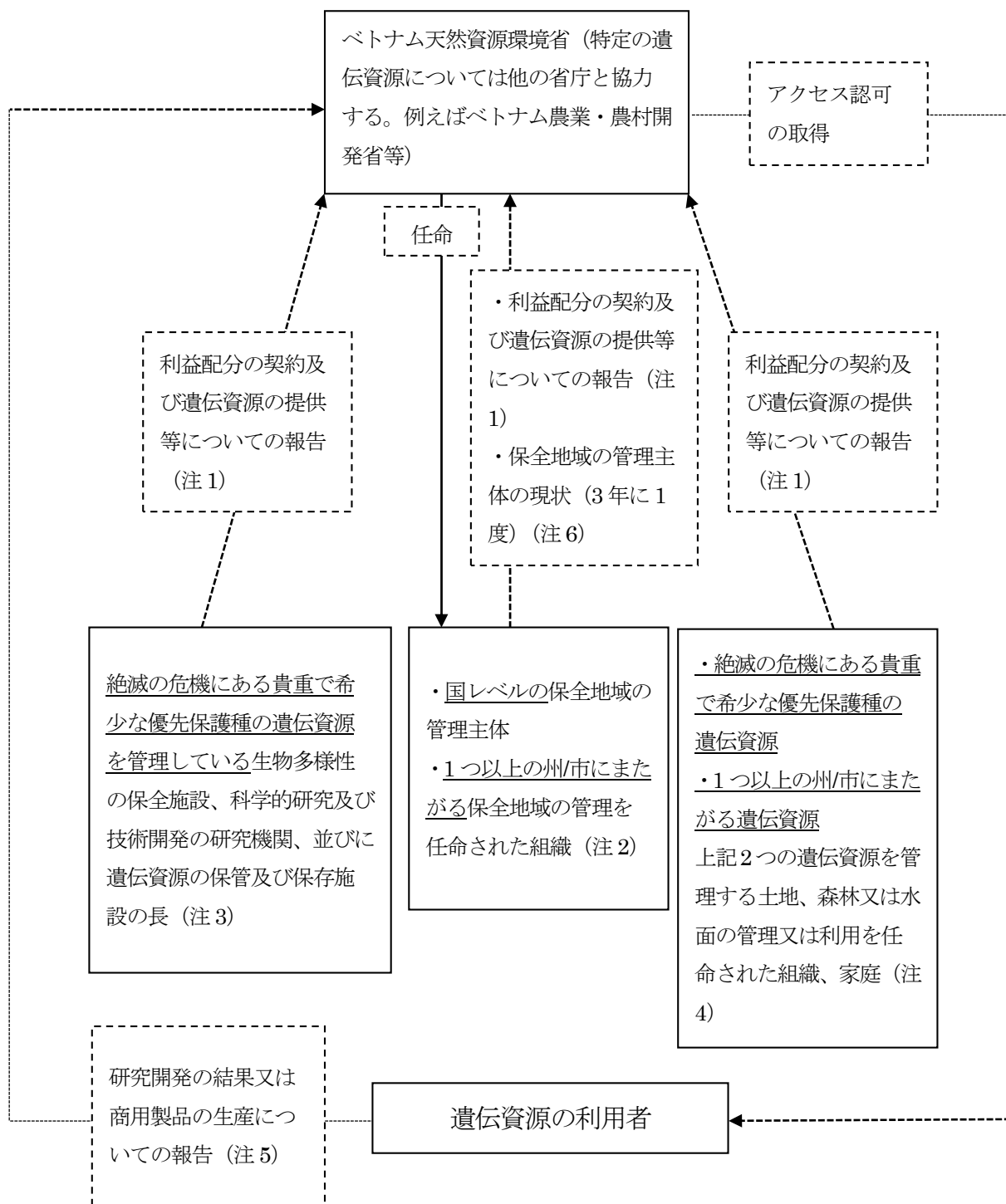


図2: 絶滅危惧種、希少種、貴重種リストに記載された遺伝資源もしくは複数の州/市に所在する遺伝資源の場合の、報告義務の関連図（法令、及び現地法律事務所の情報を基に、本調査研究において作成）

注1: 生物多様性に関するベトナム国内法第56条2項aに基づく
 注2: 生物多様性に関するベトナム国内法第55条2項aに基づく
 注3: 生物多様性に関するベトナム国内法第55条2項bに基づく
 注4: 生物多様性に関するベトナム国内法第55条2項cに基づく
 注5: 生物多様性に関するベトナム国内法第60条2項bに基づく
 注6: 生物多様性に関するベトナム国内法第33条に基づく

現地法律事務所によると、最終的には省人民委員会がベトナム天然資源環境省に対して管轄下にある遺伝資源の管理に関する総括的な報告を行なう⁷⁶²。

なお、省人民委員会はベトナム天然資源環境省から独立した存在である。以下の図は、ベトナムの政府組織の概略図である⁷⁶³。つまり、省人民委員会は国会の下にはあるが、政府と組織上の直接の関連はない。

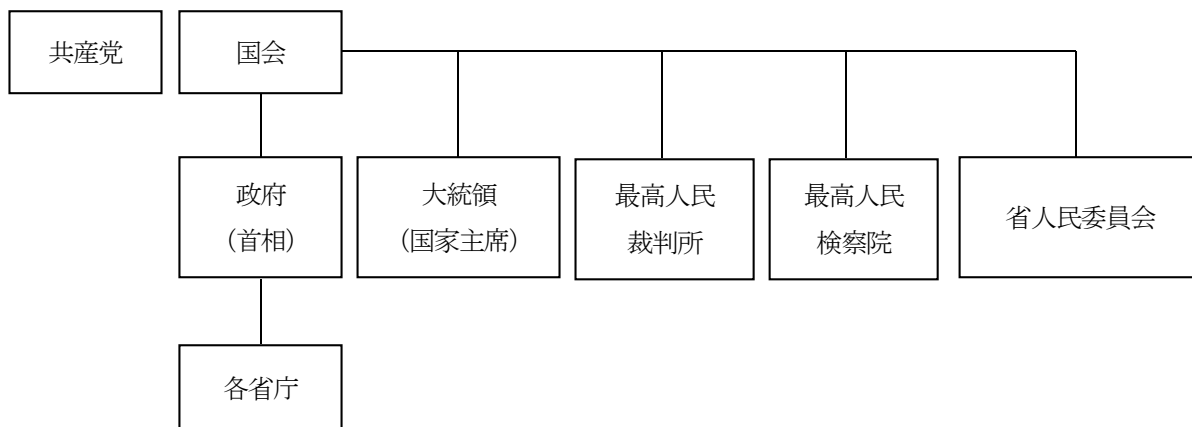


図 3: ベトナムの政府組織の概略図 (以下の脚注「ベトナムの統治機構, 司法制度の概観」を参考に、本調査研究において作成)

上述のとおり、ベトナムの遺伝資源へのアクセスの結果として報告が求められる手続はあるものの、名古屋議定書上のチェックポイントとして ABS クリアリングハウスのホームページに掲載されている組織はない。

⁷⁶² ベトナム政府議定 65/2010/ND-CP 第 20 条 1 項

⁷⁶³ 「ベトナムの統治機構, 司法制度の概観」 p.21 法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/content/000010308.pdf> (最終アクセス日: 2016 年 2 月 2 日)

12.4 知的財産制度との関係

12.4.1 ベトナムの知的財産制度との関係

ベトナムにおける知的財産関連法令のうち、「産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の2006年9月22日付政令第103/2006/ND-CP号の施行ガイドラインを提供する省令」（科学技術省令第01/2007/TT-BKHCN号。以下、科学技術省令01/2007）に遺伝資源及び伝統的知識の出所開示に係る規定がある⁷⁶⁴。

ベトナム知的財産庁は、2015年7月3日に、科学技術省令01/2007の改正案についてのパブリックコメントを開始した⁷⁶⁵。しかし、改正内容に遺伝資源の出所開示要件を改正する規定は含まれていない。

一方、現地法律事務所によれば、名古屋議定書をはじめとする国際法に沿った形で知的財産制度を修正及び補足することが検討されているとの情報もあるようである⁷⁶⁶。

<ベトナムの特許制度における遺伝資源及び伝統的知識の出所開示要件>

科学技術省令01/2007第23.11条には、以下のとおり、特許出願における遺伝資源及び伝統的知識の出所開示要件が定められている。

第23.11条

発明がその遺伝資源・伝統的知識に直接的に基づく場合には、遺伝資源又は伝統的知識に関する発明登録申請書には、発明者又は出願人がアクセスした遺伝資源、及び／又は伝統的知識の源泉に関する説明資料を添付しなければならない。発明者又は出願人が遺伝資源、及び・又は伝統的知識の源泉を特定できない場合には、その旨を宣言するとともに、その宣言の真実性について責任を負う。

<ベトナム科学技術省令01/2007における遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識の定義>

科学技術省令01/2007には、「遺伝資源」の定義がない。また、知的財産権に関する法律（Luật）No.36/2009/QH12⁷⁶⁷にも「遺伝資源」の定義がない。

⁷⁶⁴ 特許庁ホームページ http://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/fips/pdf/vietnam/sangyou_syousei.pdf（最終アクセス日：2016年2月5日）

⁷⁶⁵ ベトナム知的財産庁ホームページ <http://www.most.gov.vn/Desktop.aspx/Trung-cau-van-ban/-/990405229A7F48358451132153FE5DEC?ReturnUrl=%2fDesktop.aspx%2fTrung-cau-van-ban%2f>（最終アクセス日：2016年2月5日）パブリックコメントの終了期日については明示されていない。

⁷⁶⁶ 海外質問票調査による

⁷⁶⁷ WIPO ホームページ <http://www.wipo.int/wipolex/en/details.jsp?id=6566>（最終アクセス日：2016年2月16日）、又はベトナム法令データベース

<http://thuvienphapluat.vn/van-ban/So-huu-tri-tue/Law-No-36-2009-QH12-of-June-19-2009-amending-and-supplementing-a-number-of-articles-of-the-Law-on-intellectual-property/96072/noi-dung.aspx>

<ベトナム国外の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識への適用>

現地法律事務所によれば、科学技術省令 01/2007 では、第 23.11 条を含め、特許出願の際に出願人が出所を開示すべき遺伝資源・伝統的知識について規定していないため、遺伝資源のアクセス元がベトナムの国内であるか国外であるかを問わず、出所の開示の対象になるようだ⁷⁶⁸。

<遺伝資源及び伝統的知識が、仲介業者を通じて間接的に出願人に提供される場合>

現地法律事務所によれば、特許出願人は、遺伝資源及び伝統的知識を直接入手したか、仲介人を通じて入手したかにかかわらず、出所を特定する書類を提出しなければならないようだ⁷⁶⁹。

<遺伝資源及び伝統的知識の出所開示要件の不遵守に対する罰則>

出願日の認定要件⁷⁷⁰に、遺伝資源及び伝統的知識の出所開示要件は含まれていない。現地法律事務所によると、出願人が遺伝資源及び伝統的知識の出所を特定できなくても、ベトナム知的財産庁は特許出願を受理するようである⁷⁷¹。

工業所有権登録出願が、方式要件を満たさない場合は、当該出願は方式上有効とはみなされない⁷⁷²。方式上有効なものとして出願を受理することを拒絶する意図の通知を行ったにもかかわらず、出願人が欠陥を是正せず、かつ、意図された拒絶に正当な異論を有さないときは、方式上有効なものとして当該出願を受理することを拒絶する通知を、ベトナム知的財産庁が送達することが定められている⁷⁷³。しかし、工業所有権登録出願に係る一般的要件にも、産業財産登録申請書に関する要件⁷⁷⁴にも、遺伝資源及び伝統的知識の出所開示要件の不遵守に対する罰則は定められていない⁷⁷⁵。

現地法律事務所の見解によると、以下のいずれの場合においても、特許出願は拒絶されず、第三者により異議申立理由にもならず、又特許の無効理由にもならないと思われる⁷⁷⁶。

- ・ 出願人が故意に出所を開示しなかった場合
- ・ 出願人が過失により出所を開示しなかった場合
- ・ 出所を特定できないために、出願人が出所を開示できなかった場合

現地法律事務所の見解によると、ベトナム知的財産庁は特許出願をする際に遺伝資源・伝統的知識の出所を開示することを通常要求していない。そうした情報の開示が必要であるとベトナム知的財産庁が考えた場合も、大臣の通知 01/2007 第 15.3 条及び第 17 条に基

⁷⁶⁸ 海外質問票調査による

⁷⁶⁹ 海外質問票調査による

⁷⁷⁰ 規則第 7.1 条、及び規則第 12.2 a)

⁷⁷¹ 海外質問票調査による

⁷⁷² 第 109 条 2 項(a)

⁷⁷³ 知的財産権に関する法律 (Luật) No.36/2009/QH12 第 109 条(3)(b)

⁷⁷⁴ 規則第 7.2 条

⁷⁷⁵ 海外質問票 A6.4

⁷⁷⁶ 海外質問票調査による

づいて、直ちに特許出願を拒絶しないで、所定の期間内に出所に関する文書を補足することを出願人に要求する⁷⁷⁷。

<遡及適用>

科学技術省令 01/2007 に遡及適用に関する規定はなく、同省令の施行日（2007年5月9日）以降の特許出願に適用されると考えられる⁷⁷⁸。

なお、現地法律事務所によれば、生物多様性条約の発効日以前に遺伝資源・伝統的知識を入手・保管していた場合であって、当該遺伝資源に直接的に基づく発明について、科学技術省令 01/2007 の施行日以降に特許出願を行う場合には、出願人は遺伝資源・伝統的知識の出所を開示する必要があるとのことである⁷⁷⁹。

<外国からの出願に対する遺伝資源及び伝統的知識の出所開示要件の適用>

現地法律事務所によれば、科学技術省令 01/2007 第 23.11 条の出所開示要件は出願ルートによって異なる手続を定めていないため、パリ条約に基づく優先権主張をとまなう出願や PCT による出願にも適用されるとのことである⁷⁸⁰。

<遺伝資源及び伝統的知識の出所開示要件の運用実態>

現地法律事務所によれば、科学技術省令 01/2007 第 23.11 条に基づく遺伝資源及び伝統的知識の出所開示要件への対応については、明細書に遺伝資源の出所についてわずかな表示を（遺伝資源の名称と由来を 1 文又は 2 文を割いて明細書に記載）するのが一般的であるようだ⁷⁸¹。

12.4.2 知的財産を所管する政府当局との関係

上述のとおりベトナムでは発明が遺伝資源及び伝統的知識に直接的に基づく場合には出所の開示を求めているが、調査時点（2016年2月）で、ベトナム知的財産庁を名古屋議定書の利用国措置と関連づける規定は発見できなかった。

⁷⁷⁷ 海外質問票調査による

⁷⁷⁸ 同上

⁷⁷⁹ 同上

⁷⁸⁰ 同上

⁷⁸¹ 同上

概括表 4.各国における名古屋議定書の実施状況【提供国措置】(ベトナム、インドネシア、インド、南アフリカ、エジプト、ペルー、メキシコ)

	インド	インドネシア	ベトナム	南アフリカ	エジプト	ペルー	メキシコ
法令・ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性法2002(BIOLOGICAL DIVERSITY ACT, 2002) ・生物多様性規則2004(Biological Diversity Rules, 2004) ・生物資源及び生物資源に関連する知識へのアクセスと利益配分に関するガイドライン2014(以下、インドABSガイドライン2014) 	<p>情報が得られなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関する法律No.20/2008/QH12 2008年11月11日付(以下、生物多様性に関する法律) ・政府議定No.65/2010/ND-CP生物多様性に関する法律の詳細とガイドライン 2010年6月11日付(以下、政府議定 65/2010/ND-CP) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家環境管理:生物多様性法(National Environmental Management: Biodiversity Act 2004、以下、南アフリカ生物多様性法) ・バイオプロスペクティング、アクセス及び利益配分に関する規則(Regulations on Bio-Prospecting, Access and Benefit-Sharing、以下、南アフリカABS規則) 	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・最高政令第003-2009-MINAM号 ・法律第27811号 	N/A
施行の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性法2002 生物多様性法2002は第1条、第2条、第8条から第17条、第48条、第54条、第59条、第62条から第65条は2003年10月1日に施行されたとされる。第3条から第7条、第18条から第47条、第49条から第53条、第60条、第61条は2004年7月1日に施行されたとされる。 ・生物多様性規則2004 生物多様性規則2004は2004年4月15日施行されたとされる。 ・インドABSガイドライン2014 2014年11月21日に施行された。 	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に関する法律 2009年7月1日に施行されている。 ・政府議定 65/2010/ND-CP 2010年7月30日に施行されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南アフリカ生物多様性法は、 2006年1月1日に施行された。 ・南アフリカABS規則 2008年4月1日に施行された。 	N/A	<ul style="list-style-type: none"> ・最高政令第003-2009-MINAM号は、 2009年2月8日から施行された。 ・法律第27811号は、2002年8月10日付官報にて公布された。法律第27811号は、2002年8月11日に施行された。 	N/A
遺伝資源の定義	<p>「遺伝資源」:生物多様性法2002、生物多様性規則2004、及びインドABSガイドライン2014には「遺伝資源」の定義はない。</p> <p>「生物資源」:「生物資源」とは、現に利用されるか又は価値を有する可能性のある植物、動物及び微生物又はそれらの部分、それらの遺伝素材及び副産物(付加価値製品を除く)をいうが、ヒトの遺伝素材は含まないと定められている。</p>	N/A	<p>遺伝資源には、自然界、保全地帯、生物多様性保全施設及び科学研究・技術開発施設のすべての種及び遺伝子検体(genetic specimens)が含まれる、と定められている。</p>	<p>南アフリカ生物多様性法では、「遺伝資源」について、「遺伝素材」が「種の遺伝的な潜在能力又は特性を含むとしており、「遺伝素材」について、遺伝の機能的な単位を有する動物、植物、微生物その他の生物由来の素材をいうとしている。</p>	N/A	<p>アンデス協定第391号第1条に定義された用語が用いられる。</p> <p>「遺伝資源」の定義は、価値を有し、実際に利用され、又は利用される可能性のある遺伝情報を含むすべての生物素材である。</p>	N/A
アクセス手続	<p>インドには、生物資源及び生物資源に関する知識へのアクセス及び利用に関する国家生物多様性局に対する手続として、主に以下</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)アクセス許可の申請、 2)研究結果の移転の申請、 3)知的財産権の出願許可の申請、 4)生物資源及び生物資源に関連する知識の移転の申請の4種類の手続が存在する。 	N/A	<p>遺伝資源へアクセスするためには、政府が定める遺伝資源の管理者(組織等)との間で、遺伝資源へのアクセス及び利益配分について、書面により以下の事項を含む契約を締結しなければならない。また、当該契約は、遺伝資源がアクセスされた地域の省人民委員会の認証を受ける必要がある。</p>	<p>在来生物資源に係るバイオプロスペクティング及びバイオプロスペクティング又はその他の研究を目的とした在来植物資源の輸出を行うためには発行権限を有する者から許可を受ける必要がある。</p>	N/A	<p>遺伝資源へのアクセスと利用が可能となるよう、付随契約を含むアクセス契約には、事前の情報に基づき同意(PIO)、アクセスを保証するための双方の合意、(該当する場合)利益の公正且つ衡平な配分に関する規定(MAT)を含めなければならないことが定められている。</p>	N/A
実施の状況	<p>2015年12月31日時点での国家生物多様性局の受付件数は、1145件であり、承認件数は220件である(上記1),2),3),4)の合計)。</p>	N/A	<p>ベトナム天然資源環境省環境総局によれば、調査段階(2015年10月)で名古屋議定書に基づく事前の情報に基づく合意(PIO)が公式に認定された例はない。</p>	<p>明確な情報は得られなかった。</p>	N/A	<p>約90件のアクセス契約が、森林野生動物局(SERFOR)、国立農業研究所(INIA)などの行政・執行当局によって承認されている。</p>	N/A
国際的に認知された遵守証明書	<p>明確な情報は得られなかった。</p>	N/A	<p>明確な情報は得られなかった。</p>	N/A	N/A	<p>明確な情報は得られなかった。</p>	N/A
特記事項	N/A	N/A	N/A	<p>許可の申請は以下の者に対してのみ許可されるとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南アフリカ共和国の法律の下で登記した法人 ・南アフリカ共和国の国民又は永住者である自然人 ・南アフリカ共和国の法律の下で登記していない法人又は南アフリカ共和国の国民若しくは永住者ではない自然人であって、南アフリカ共和国の法律の下で登記した法人又は南アフリカ共和国の国民又は永住者である自然人と共同で申請する者 	N/A	N/A	N/A

概括表6.各国における名古屋議定書の実施状況【組織体制】(ベトナム、インドネシア、インド、南アフリカ、メキシコ、ペルー、エジプト)

	ベトナム	インドネシア	インド	南アフリカ	メキシコ	ペルー	エジプト
政府窓口	ベトナム天然資源環境省環境総局	インドネシア環境森林省	インド環境森林気候変動省	南アフリカ環境省	メキシコ環境・自然資源省	ペルー環境省	エジプト環境省
国内担保措置を所管する当局	ベトナム天然資源環境省	N/A	国家生物多様性局	南アフリカ環境省	N/A		N/A
(チェックポイント) 権限ある当局	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム天然資源環境省(絶滅危惧種、希少種、貴重種リストに記載された遺伝資源や複数の州・市に所在する遺伝資源の場合) ・省人民委員会(遺伝資源が1つの州/市に存在する場合) 	N/A	<p>国家生物多様性局</p> <p>国家生物多様性局によれば、チェックポイントについては検討中。</p>	<p>南アフリカ環境省。チェックポイントの役割も担っている。</p>	N/A	<p>各当局はそれぞれ以下の業務を担当している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペルー環境省 ・ペルー農業省 ・ペルー森林野生動物局 ・ペルー国立農業試験研究院 ・ペルー生産省水産庁 	N/A
知的財産庁	ベトナム知的財産庁を名古屋議定書の利用国措置と関連づける規定は発見できなかった。	明確な情報は得られなかった。	インド特許意匠商標総局を名古屋議定書の利用国措置と関連づける規定は発見できなかった。	南アフリカ特許庁を名古屋議定書の利用国措置と関連づける規定は発見できなかった。	明確な情報は得られなかった。	ペルー農業省、ペルー国立農業試験研究院、ペルー生産省水産庁は、遺伝資源に関連する発明(製品及び方法)に関わる知的所有権の許認可に関する適正な情報交換システムを確立し、公正競争知的所有権保護庁と継続的に連絡を取り合うことが定められている。	明確な情報は得られなかった。
特記事項	省人民委員会はベトナム天然資源環境省から独立した存在である。省人民委員会は国会の下にはあるが、政府と組織上の直接の関連はない。	N/A	インド人については、商業利用目的又は商業利用のための生物調査・生物利用目的の生物資源取得の場合には、関係する州生物多様性委員会会議へ事前の届出が必要となる。	南アフリカでは特許出願において、発明が生物資源や遺伝資源等に由来するものであるか否かの陳述と、由来する場合には当該資源等を発明に利用する権限を証明することが義務づけられている。	N/A	先住民共有の知識(伝統的知識)の保護に関するあらゆる事項に関しての政府当局は、公正競争知的所有権保護庁の発明新技術局(DIN)である。	N/A

概表 8. 各国における名古屋議定書の実施状況【知的財産制度との関係】（インド、ベトナム、インドネシア、メキシコ、ペルー、エジプト、南アフリカ）

	インド		ベトナム	インドネシア	メキシコ	ペルー	エジプト	南アフリカ
	特許制度	ABS制度						
出所開示要件	・出所開示要件（実施可能要件との関係） 【インド特許法第10条4項】 (4) 各完全明細書については、 (a) 発明そのもの、その作用又は用途及びその実施の方法を十分かつ詳細に記載し、 (中略) (D) 発明に使用されているときは、明細書において生物学的素材の出所及び地理的原産地を開示していること	・出願許可制度 【インド生物多様性法第6条1項】 インド人、外国人の区別なく、当該手続を経ない限りインド内外で知的財産権の出願を行うことは出来ない。	【ベトナム科学技術省令01/2007第23.11条】 発明がその遺伝資源・伝統的知識に直接的に基づく場合には、遺伝資源又は伝統的知識に関する発明登録申請書には、発明者又は出願人がアクセスした遺伝資源、及び／又は伝統的知識の源泉に関する説明資料を添付しなければならない。	インドネシア改正特許法案の第25条には、発明が遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識に由来する場合には、明細書中に由来する遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的知識を明記する要件が導入される予定である。	メキシコ特許法には遺伝資源の出所開示要件はない。ただし、特許可能な森林開発に関する一般法において、先住民共同体により署名された事前の同意を得ていない場合は、特許は法的効果を持たないとされている。	【アンデス協定決議第486号第26条(h)】 ペルーにおける特許出願時には、特許の対象となる発明（製品又は製法）が、ペルーが原産地である遺伝資源から得られ、又は当該遺伝資源から開発された場合、アクセス契約の所有権保護庁の発明新技術局(DIN)に提出する必要がある。	【エジプト知的財産法第13条】 生物又は植物又は動物の産物、又は伝統的知識、農業知識、工業知識、手工業の知識、文化遺産又は環境遺産に発明が関係している場合、発明人は適法な方法で出典を得るよう努める。 (略)	【南アフリカ改正特許法第30条3A項及び3B項】 (3A) 完全明細書を添えて特許出願を提出した何れの出願人も、出願が査定される前に、保護を請求する発明が在来の生物資源、遺伝資源又は伝統的知識若しくは伝統的用法に基づくか又は由来するものか否かを記した陳述を所定の様式により提出する。 (3B) 登録官は、出願人が、保護を請求する発明が、在来の生物資源、遺伝資源又は伝統的知識又は伝統的用法に基づくか又は由来するものであると認められる場合、かかる在来の生物資源、遺伝資源又は伝統的知識若しくは伝統的用法を利用する権限(title)又は権限(authority)について、所定の様式により証拠を提供するよう要請する。
遺伝資源の定義	明確な情報は得られなかった。	「遺伝資源」：生物多様性法2002、生物多様性規則2004、及びインドABSガイドライン2014には「遺伝資源」の定義はない。 「生物資源 (biological resources)」：「生物資源」とは、現に利用されるか又は価値を有する可能性のある植物、動物及び微生物又はそれらの部分、それらの遺伝素材及び副産物（付加価値製品を除く）をいうが、ヒトの遺伝素材は含まないと定められている。	科学技術省令01/2007には、「遺伝資源」の定義がない。	現地法律事務所は、上記改正特許法案は、その内容がまだ確定していないとしている。	明確な情報は得られなかった。	「遺伝資源」の定義は、価値を有し、実際に利用され、又は利用される可能性のある遺伝情報を含むすべての生物学的材料（アンデス協定決議第391号第1条）。	エジプト知的財産法には遺伝資源や伝統的知識についての定義はなく、出所開示の対象となるのは、生物学的材料や伝統的な医療等に関する発明である。	南アフリカ改正特許法上、「在来生物資源」の定義は、南アフリカ生物多様性法における「在来生物資源」を意味すると明記されている。また、「遺伝資源」の定義については、あらゆる在来遺伝素材、又はあらゆる在来の遺伝的可能性又は性質を意味するとされている。
他国の遺伝資源への適用	明確な情報は得られなかった。	インドにて取得された生物資源及び知識のみである（インド生物多様性法第6条1項、及び第19条2項）。	現地法律事務所によれば、科学技術省令01/2007では、第23.11条を含め、特許出願の際に出願人が出所を開示すべき遺伝資源・伝統的知識について規定していないため、遺伝資源のアクセス元がベトナムの国内であるか国外であるかを問わず、出所の開示の対象になるようだ。	現地法律事務所は、上記改正特許法案は、その内容がまだ確定していないとしている。	明確な情報は得られなかった。	特許の対象となる発明（製品又は製法）が、ペルーが原産地である遺伝資源から得られ、又は当該遺伝資源から開発された場合に適用される旨が規定されている。	明確な情報は得られなかった。	南アフリカ改正特許法における「遺伝資源」は、「在来」との記載を加えたものとなっており、南アフリカ改正特許法第30条3A項の陳述、3B項の証拠提供義務は、南アフリカ以外の生物資源及び遺伝資源には適用されないと考えられる。
出所開示要件の不遵守に対する罰則	・インド特許法第10条4項の生物学的素材の出所及び地理的原産地の開示の要件を満たしていない場合は、インド特許法第15条により当該出願が拒絶される（インド特許法第15条）。 ・如何なる利害関係人も、完全明細書が当該発明に使用された生物学的素材の出所又は地理的原産地について開示せず又は誤って記載していることを理由に、特許付与に対する異議を長官に書面で申し立てることができる（インド特許法第25条）。 ・また、利害関係人若しくは中央政府の申立に基づいて、審判部又は高等裁判所は、完全明細書が発明に使用される生物学的素材の出所又は地理的原産地を開示していないか又は誤って記載していることを理由に、特許を取り消すことができる（インド特許法第64条）。	外国人によるインドの生物資源及び生物資源に関連する知的財産権の申請に係る規定に違反するか、違反しようとするか、又は違反を教唆する者には、最大5年の禁固刑、又は最高百万ルピーの罰金刑、又はその両方が課される。更に損害額が百万ルピーを超える場合には罰金を損害額に見合ったものにする事ができるとされている（インド生物多様性法第55条1項）。	現地法律事務所の見解によると、以下のいずれの場合においても、特許出願は拒絶されず、第三者により異議申立理由にもならず、又特許の無効理由にもならないと思われる。 ・出願人が故意に出所を開示しなかった場合 ・出願人が過失により出所を開示しなかった場合 ・出所を特定できないために、出願人が出所を開示できなかった場合	現地法律事務所は、上記改正特許法案は、その内容がまだ確定していないとしている。	明確な情報は得られなかった。	・特許出願人が、アクセス契約のコピーの提出の義務がある特許出願であるにもかかわらず、提出を怠った場合、上述のとおり所定の要件を満たさなかったとして、出願は放棄したものみなされる（アンデス協定決議第486号第39条）。 ・特許が付与された後に、コピーの提出義務が履行されていないことが判明した場合には、公衆競争知的所有権保護庁の発明新技術局は、特許の無効を宣言する（アンデス協定決議第486号第75条）。 ・上記以外にも罰則が規定されている。（法定命令No.1075）。	出所開示要件の不遵守に対する罰則として、該当する特許出願がなかったものとみなされる。	上記所定の様式でなされた陳述に、重大かつ出願人に既知である虚偽の陳述又は表示が含まれた場合、又は陳述又は表示がなされた時点において、虚偽であることが合理的に既知であったと見なされる場合には、かかる特許を何人も取り消すことができるとされている（南アフリカ改正特許法第61条）。
外国からの出願に対する遺伝資源の出所開示要件の適用	明確な情報は得られなかった。	明確な情報は得られなかった。	現地法律事務所によれば、科学技術省令01/2007第23.11条の出所開示要件は出願ルートによって異なる手続を定めていないため、パリ条約に基づく優先権主張をともなう出願やPCTによる出願にも適用されるとのことである。	現地法律事務所は、上記改正特許法案は、その内容がまだ確定していないとしている。	明確な情報は得られなかった。	明確な情報は得られなかった。	明確な情報は得られなかった。	明確な情報は得られなかった。
特記事項	インド特許規則第13条に、発明に係る生物資源の出所開示についての規定を追加するものとなっている。当該改正案によれば、明細書で開示した発明が、インドの生物学的素材 (biological material) を利用している場合は、特許付与の前に提出すべき権限ある当局からの必要な出願許可について、所定の様式によって申告しなければならないとしている。	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A